

平成29年6月
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成29年6月13日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 1号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告
第 4	報告第 2号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	
第 5	報告第 5号	大竹市土地開発公社の経営状況について	報 告
第 6	認 第 3号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	即 決 （一 括）
第 7	議案第48号	平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	総務文教付託
第 8	報告第 3号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報 告 （一 括）
第 9	報告第 4号	継続費繰越しの報告について（公共水道事業会計）	報 告
第10	報告第 6号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報 告 （一 括）
第11	認 第 2号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決
第12	議案第35号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	即 決 （一 括）
第13	議案第36号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第14	議案第37号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第15	議案第38号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第16	議案第39号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第17	議案第40号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第18	議案第41号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第19	議案第42号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第20	議案第43号	大竹市農業委員会委員の任命の同意について	
第21	議案第44号	固定資産評価員の選任の同意について	
第22	議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第23	議案第46号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託 （一 括）
第24	議案第47号	大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託

第25 平成29年陳情第1号 小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情 生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第1号から日程第7 議案第48号 (報告・説明・表決・付託)
- 日程第 8 報告第3号から日程第9 報告第4号 (報告)
- 日程第10 報告第6号から日程第11 認第2号 (報告・説明・表決)
- 日程第12 議案第35号から日程第21 議案第44号 (説明・表決)
- 日程第22 議案第45号 (説明・付託)
- 日程第23 議案第46号から日程第24 議案第47号 (説明・付託)
- 日程第25 平成29年陳情第1号 (説明・付託)

○出席議員 (15人)

1番	児玉朋也	2番	末広和基
3番	賀屋幸治	4番	北地範久
5番	西村一啓	6番	和田芳弘
7番	大井 渉	8番	網谷芳孝
9番	藤井 馨	10番	山崎年一
11番	日域 究	12番	細川雅子
13番	寺岡公章	15番	田中実穂
16番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	太田勲男
教	育長	大石 泰
総	務部長	政岡 修
市	民生活部長	香川晶則
健康福祉部長兼福祉事務所長		米中和成
建	設部長	坪浦伸泰
上	下水道局長	吉岡和範
消	防長	橋村哲也
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠
企	画財政課長	三原尚美
産業振興課長併任農業委員会事務局長		高津浩二
自	治振興課長	吉原克彦
市	民税務課長	池田宗吾
地	域介護課長	佐伯和規

福 祉 課 長
監 理 課 長
上 下 水 道 局 業 務 課 長
総 務 学 事 課 長

金 子 しのぶ
豊 原 学
北 林 繁 喜
真 鍋 和 聡

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

中 曾 一 夫
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（児玉朋也） おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（児玉朋也） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、藤井 馨議員、10番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（児玉朋也） 日程第2、一般質問を行います。

6月12日の一般質問を継続いたします。

2番、末広和基議員。

〔2番 末広和基議員 登壇〕

○2番（末広和基） おはようございます。大竹新公会の末広和基です。

早速ですが、質問に入ります。

大願寺地域、現在の小方学園、小方ヶ丘団地などの地域ですが、開発から最終売却に至る経緯について、販売価格等、議会議決された内容も含めてお尋ねいたします。

去る3月9日、広島高裁判決がありました。この件に関して、町なかには、議会に諮らず鑑定評価額を無視した価格で販売に踏み切った小方ヶ丘団地宅地開発は、市長の独断との声があります。私を含め新人議員は内容もわからず、過去の議会及び関連委員会議事録や当初の訴状、地裁判決文、控訴理由書、高裁判決文などを参照しながら勉強してまいりました。それでもよく理解できません。ましてや、情報公開条例に基づき入手した正確な情報を目にされる方々以外の多くの市民の方々がおられます。改めて、当時の様子や経過をお尋ねいたします。

2つ目として、さまざまな資料で学ぶ中に、行政裁量という語句を見出しました。行政裁量とは、行政行為をするに当たり、根拠法令の解釈適用につき、行政庁に許された判断の余地とありました。このたびの判決に至る経緯の中では、この行政裁量については認められなかったということなののでしょうか。本件との関連を伺います。

なお、現在は上告手続がなされたと伺っておりますので、あくまで司法の判断に委ねるべきと理解しております。お答えいただける範囲でお願いいたします。

行政マネジメントに関する文献で、「政治や経営は結果で、しかし、行政は過程で判断される」とありました。現在に至る結果や成果がいかにあると、売却に至る手続や議会承認に向けての論議のあり方などの過程で判断されたということなののでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（児玉朋也） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 私は、この職を志したそのときから、利権には絡まないことを強く心に決めております。大願寺開発の件では、どの業者が来られても、公募いたします、そのときには、ぜひ応募してくださいと言いつけてまいりました。

応募して下さった業者が、1グループだけだったことに対して、身に覚えのない誹謗中傷が耳に入ってくる場合がございます。行政の長い継続性の中で、最後の決断は、今いるものがしなければなりません。

3月10日、高裁判決の翌日の中国新聞に、売却価格を決定するまでの経緯や判断について、改めて丁寧に説明する必要があると記載されております。

過去の経緯を含め、市民の皆様にも正しくお伝えする機会をいただきました。ありがとうございます。

それでは、末広議員の大願寺開発から売却に至る経緯についての御質問にお答えいたします。ただ、裁判係争中でございますので、上告理由書、上告受理申立理由書などをもとめに、事実関係を中心にお答えいたします。

歴代の市長及び議会が携わってきた大竹港東栄地区港湾整備事業、大願寺開発事業という本市の産業振興、まちづくり、人口、財政、文教などの政策を包括する総合行政政策及び課題について、大願寺開発事業が必要となった背景から御説明させていただきます。

まちのあり方は、地域の産業によって大きく変わってきます。本市は、臨海部の企業の恩恵を受けて発展してきましたので、石油ショックを機に起こった企業の倒産・撤退には、産業が衰退し、人口が減少するという懸念が現実のものとなり、大きな衝撃が走りました。

先人は、企業にとって魅力ある地でありたい。競争に勝てる港湾整備や工業用地を確保したいという思いの中で、企業側からの要請もあり、広島県は昭和62年ごろに大竹港東栄地区整備事業を計画されました。

大竹港や工業団地の整備は港湾事業として県が行いますが、整備には膨大な費用と埋め立て用の土砂が必要です。整備を進めるために考えられたのが、本市が住宅用地を開発し、発生する土砂を埋め立てて使用することで、コストを下げるといった仕組みでした。県に無償で土砂を提供する約束のもとで、港湾事業と土地造成事業は始まりました。

この土砂の搬出元として選定されたのが大竹港に近い独立峰の大願寺山でございます。計画当時は土地バブルの最盛期で、全国の地価は暴騰しており、地方債を発行して、当面の資金を確保さえしておけば、事業完了時には造成原価に見合う価格で土地は売れ、採算はとれると考えておりました。

これには昭和50年代から平成初期にかけて、本市の行う土地造成事業が成功を続けていた背景もございました。ところが、平成3年度の実施設計着手後間もなく社会情勢の劇的な変化、バブル景気の崩壊が起きました。その後、土地神話は崩れ、地価は下落を続けました。

土の搬出が終了した平成17年度末には、一般会計予算総額とほぼ同規模の約127億円の

借入金が残り、現実的には返済が不可能な状況に陥りました。つまり、本市は実質的な倒産の危機を迎えていました。この危機を回避するために知恵を絞り、短期間での返済を長期に借りかえることができれば、償還できるかもしれないと考えたのが、大願寺宅地造成事業の債務返済スキームの原点でございます。

工業用地としての適正な分析結果を踏まえ、当初の造成目的である住宅地から、工業用地を整備するための内陸工業用地等造成事業債として、長期債に借りかえを行いました。

その折に、中川前市長は、議会に対しまして、「起債の借りかえは当面の策として、借金の先延ばしにすぎません。本当に大事なのは、借りているお金を実際に返済していくということです。大願寺山造成事業は、造成原価で土地を処分することができず、たとえ、全ての土地が処分できたとしても、巨額の債務を抱えることが避けられない事業です。しかし、疑問があるからといって、市行政を担う者として責任を放棄することはできませんし、放棄しようとも思っておりません。利息の負担軽減を図るためにも、なお、積極的に元金の繰上償還を行っていきたいと考えています」と説明されています。

当時、議会では、起債償還に失敗すれば、本市が財政再建団体へ転落をするのではないかという懸念も論議されておりました。起債の借りかえにより、当面の危機は回避できましたが、工業用地としての売却が進まない状況が続いておりました。

また、教育環境の面におきましても、小方小・中学校は、老朽化に加え、岩国大竹道路による周辺環境の悪化などが懸念されておりました。平成11年には、小方小学校の環境悪化を懸念した岩国大竹道路対策地元協議会から、小方小学校を児童教育に適した環境のよい場所に移転するよう要望もいただいております。

また、平成12年12月議会においても、同項目を含む岩国大竹道路建設計画に対する陳情を採択されております。その後、教育委員会では、平成14年6月に基本方針として、小方小・中学校の大願寺地区への移転を決定されております。しかし、宅地需要の低迷により、大願寺での地域の形成が困難になり、安全面の確保の問題などから、平成15年には小・中学校の移転計画は白紙に戻されました。その後、平成17年5月には、大願寺地区が工業用地に転換されることになりました。

そのような中、平成18年6月、私は市長の職につかせていただきました。債務を平準化したとは申しましても、数年後には年額5億円もの償還という大きな課題に愕然といたしました。これまでも取り組んでいた行財政改革をさらに進め、人件費削減、企業への助成金制度の見直し、さらには都市計画税の導入などに取り組みました。また、平成20年2月に大願寺地区を再び住宅用地とする旨を決定し、再度、小・中学校も大願寺地区への移転の方向で、当初計画に戻すことを議会に説明させていただきました。

このように、歴代の市長や議員の皆様方が30年にもわたる長い議論を経て、大願寺地区の宅地売却に向けて、平成20年から再び動き始めました。まず、新たな財源スキームとまちづくりのため、リーマンブラザーズ破綻の一月後ではございましたが、平成20年10月に不動産鑑定評価額10億5,400万円を予定価格として公表して、大願寺地区の宅地売却のための入札公告を行いました。しかしながら、応札者があられませんでした。続いて、11月により多くの応募をいただきたいとの考えから、予定価格は公表せずに、2回目の入札

公告を行いました。しかし、2回目も応札者はあられませんでした。

この直後の12月議会では、山崎議員からの地価の下落が大願寺山起債償還プランに及ぼす影響についての御質問や、児玉議員からの大願寺土地活用事業計画についての御質問に対しまして、二度の入札が不調に終わったことで、リーマンショック後の地価下落や不動産事業の急激な落ち込みについて、予想をはるかに超えており、売却方法を再検討し、早急に次の策を講じたいとお答えしています。リーマンショック後の地価下落や不動産事業の急激な落ち込みについて、大きな懸念があった時期であり、早期に売り渡す必要があることを議論しております。

平成22年6月の市長選挙では、小方小・中学校の大願寺地区への移転を公約に掲げさせていただき、市長の職に再びつかせていただきました。以後、移転計画を具体的に進めることとなり、平成24年9月には開校予定となりました。市民の皆様や議員の皆様からは、大願寺地区の宅地開発が進まず、野ざらしの状態、小・中学校だけが山の中に移転するのは、防犯上も問題ではないかという意見が相次いでおりました。子供たちが安全に、かつ安心して通学し、快適な学校生活を送る環境を整備することは必然であり、小・中学校の開校に宅地分譲が間に合うよう学校周辺の環境整備を進めることが重要でございました。

そのような中で、平成22年9月、3回目の売却手続を開始いたしました。土地の一部でも、あるいは1社でも応募できるようにするとともに、まちづくりの視点を含めた審査を可能とするため、プロポーザル方式を採用いたしました。不動産評価審議会での評価額は4万平方メートルで5億566万円でしたが、予定価格は、5年後の土地の価格を予測して算定した価格4億5,657万1,166円といたしました。

これに対して1社の応募がございましたが、希望価格は4万平方メートルで2億5,800万円と予定価格を大きく下回っていた上、三井社宅跡地のアクラスの開発が始まることの影響もあったと思われませんが、同社は、最終的には入札を辞退されております。

小方学園の開校が1年半後に迫った平成23年11月に、4回目の売却手続を開始いたしました。このときの不動産鑑定評価額は7億1,300万円でしたが、同年11月4日に不動産評価審議会を開催し、同審議会の評価額は7億1,300万円が適当と判断いたしました。11月8日に開催した議員全員協議会では、4回目の公募は、3回目と同様にプロポーザル方式で、予定価格非公表であることを説明しております。

募集を開始し、購入希望価格3億5,000万円、宅地及び施設用地として6.2ヘクタール、一括という1グループの提案がございました。11月29日にプロポーザル選定委員会を経て、予定価格以上であったことから、仮契約を締結しております。同年12月議会へ契約議案を上程し、12月8日、議員全員協議会、12月12日の生活環境委員会へ付託、可決を経て、12月15日の本会議で議決されました。

まず、12月8日の議員全員協議会では、資料を用いまして、本件売り渡しの必要性と売り渡しにより、大願寺地区開発における本市の債務返済が進むとともに、税金が得られる見込みであることを説明いたしました。また、売り渡しの予定価格については、事業が長期にわたることを前提に、数年後の地価を想定して決定した旨を説明しております。

次に、12月12日の生活環境委員会では、平成23年の鑑定評価額が約7億円であること、

予定価格が3億3,777万8,342円であること、予定価格は将来の地価を想定して算出したことを説明しております。

山本議員からは、本市の条例上、実勢価格か造成原価のいずれかで売り払う規定となっているのではないかと趣旨の御質問があり、一般会計、特別会計では、造成原価という概念はなく、公有財産の管理規則等における処分は、市場性を総合的に勘案して、妥当な価格を決定することになっている旨を答弁しております。

生活環境委員会では、賛成多数で、本件売り渡しの議案を可決すべきものと決していたいただきました。そして、12月15日の本会議では、生活環境委員会の審査報告をもとに、本件売り渡しの議案に対する討論が行われ、反対と賛成の討論の中で、さまざまな御意見がありました。否定的な御意見としては、藤井議員から、先の読めない時代の中で、どこの企業が販売しても、150件という宅地を完売するのは難しいのではないかと考えますと、宅地造成の実現可能性の観点からの御意見や、山崎議員から、本件土地の売却価格は、当初、13億円の予定だったものが3億5,000万円になり、市民の負担がふえるという御意見がございました。

一方で、まちづくりの観点から、肯定的な意見も出ております。乃美議員からは、大願寺地区の活用は本市のまちづくりの大きな転換点になる。日域議員からは、頑張っしてほしいと思います、大竹市の厄介な荷物ですから。原田議員からは、この土地の処分ができることにより、遅々として動かなかったものが、明らかに確かに動き出していく第一歩を踏み出すことで、この事業に期待ができるとの肯定的な御意見をいただいております。また、山本議員からは、今、仮契約の中でうたわれている処分の方法、一番基本的な事項として価格の問題があり、坪3万8,000円の鑑定評価だが、売るのは坪当たり1万8,000円で売ること、更地のままで3万8,000円だが、1万8,000円でも売れば、これは民間の所有地になるから、そこから固定資産税等の収入が返済利息ぐらいには間に合うかもしれない。それだけでもメリットがあるかもしれないなど、固定資産税等の収入というメリットがあるという肯定的な御意見もございました。

このように本会議では、土地の平成23年鑑定評価額が約7億円であること、それに対し、本件売り渡し価格が3億5,000万円で、鑑定評価の約半額となることを認識した上で、本件売り渡しの議案を可決していただいております。

また、平成24年10月4日の決算特別委員会及び同年12月14日の本会議における平成23年度土地造成特別会計決算の審議においても、価格、必要性、妥当性について、質疑応答、討論を行っております。反対意見としては、地方自治法の適正な対価の解釈について、集中して質問がございました。このとき、私どもは、過去3回の失敗から、土地の下落傾向が続く中で、鑑定評価では将来の評価ができないということで、5年後も下落が続いていくであろうということを前提に、予定価格を算出したことなど、説明させていただいております。

そして、平成24年12月議会本会議では、不動産鑑定価格の約半分の価格であることを理由に、地方自治法第96条第1項第6号の議決ではないことから反対、不動産鑑定価格の約半分の価格ではあるが、売り渡しの妥当性、必要性から賛成などの意見が出ましたが、平

成23年度土地造成特別会計決算は、賛成多数で承認されました。

一方、平成24年12月4日に、市議会議員5名を含む原告は、適正な対価なく、法237条2項の議決を得ずに財産の処分を行ったため市に損害が発生したとして、損害賠償請求を求める住民監査請求を行いました。平成25年1月28日付で監査委員において棄却されております。

この結果を受けて、平成25年2月26日付で広島地方裁判所に損害賠償を請求するよう求める訴訟の提起が行われました。

平成27年7月29日の一審判決では、鑑定書をもとに、合理的に予定価格を算出しており、本件売り渡しは適正な対価なくしてなされたものとは認めない。適正な対価ではなかったとしても、地方自治法第96条第1項第6号の議決に該当すると言うべきである。

また、大竹市議会による決算議決は、地方自治法第96条第1項第6号に、事後に行われたと評価することができ、大竹市議会の追認に当たる市長及び副市長が、大竹市に対する損害賠償責任を負うとは認められないとして、全面的に私たちの主張が認められました。

しかし、平成29年3月9日の二審判決では、鑑定評価額は合理性、客観性のある資料であり、時価についても最も客観性の高い資料は平成23年鑑定である。当時の諸事情を最大限考慮しても、国有財産に係る一般競争入札、対象財産の評価額の場合における修正許容範囲の20%の約1.5倍である30%を超えて修正することは許されない。適正な対価である平成23年鑑定額7億1,300万円の70%に相当する4億9,910万円を下回することは認められず、これを下回る3億5,000万円での売り渡しは、適正な対価なくしてなされたものと言わざるを得ない。

鑑定評価額が適正な対価であるとか、本件売り渡し価格が適正な価格を下回ることを前提として、譲渡などの必要性及び相当性に関する討議がされたと認められない。決算議決は、地方自治法第96条第1項第6号が、事後に行われたと評価することは困難である。市長は、法237条2項の議会の議決によらない違法な売却を回避すべき注意義務があったにもかかわらず、十分な根拠があると言えない算出方法を採用して、平成23年鑑定評価の半額未満となる金額で売り渡したのであるから過失があり、市に対する不法行為責任があるとして、適正な対価は4億9,910万円を下回ることはないから、市長は大竹市に対して、売買代金の差額の1億4,910万円の損害賠償義務があるとの判決でございました。

しかし、万が一、適正な対価での処分でなかったといたしましても、また、形式上、地方自治法第96条第1項第6号の議決事項がなかったといたしましても、過去の市長さんや議員の皆様方が30年もの長い期間を経て議論してきている上、処分に当たっての議案審議においても、その売却価格や売却の必要性、妥当性について、議員全員協議会、生活環境委員会や本会議の場、そして決算審議の場においても十分に審議が行われております。

以上、上告理由書、上告受理申立理由書などを持ちまして、事実関係を中心に御説明させていただきます。

次に、行政裁量と本件とのかかわりでございます。行政が事務を行うに当たっては、全て法に基づき、法に従って行わなければなりません。一方、行政には憲法第92条に規定する地方自治の本旨を根拠として、一定の裁量権が認められていると解されております。そ

して、行政は、法の趣旨、目的を考慮の上、この裁量権の範囲を逸脱することのないよう、常に全体の利益、公益性等を考慮して執行すべきものでございます。

最後に、大竹港東栄地区整備事業から始まった長年の懸案事項を解決するために、当時の議員の皆様方が勇気を持って、私どもの提案に賛同していただいた結果、大願寺と言われていた土地が、小方ヶ丘と名称が変わり、今では、子供たちの歓声が響き渡る、あのようなすばらしい土地に生まれ変わっていることにつきましては、感謝をいたしております。

今回の御質問の案件につきましては、再度司法の場に判断を委ねるため、平成29年3月23日に上告及び上告受理申し立てを行っているところでございますので、これ以上のお答えは差し控えさせていただくことといたします。

末広議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（児玉朋也） 末広議員。

○2番（末広和基） 大変お答えいただきにくい時期に、なおかつ繊細な要素を含むテーマの質問にかかわらず、誠実で、また詳しい内容の御答弁ありがとうございました。市長においても、我々議員の役割を果たすための説明に重々活用させていただきたいと思っております。

これで私の質問は終わりますが、一言だけ私見を述べることをお許しください。

私、2年前に市議会議員になって、振り返る中で、議会のありよう、議会人としてのあり方に大きな迷いがあります。

その中で、昨日、市長はお母様のお読みになられたうたを披露されました。そのときのお顔が今も目に残っております。最初にそのお顔を拝見したのは、おうたの心情が引き出された質問が、この議場でなされたときでした。昨日が二度目です。大変に厳しい表情をされておりました。しかし、市長は、「如し」の下に心と書いた漢字の説明をされることで、じっとお気持ちを静めていかれたのです。「ゆるす」と読むそうです。すごい一語です。年下の私など、そのときの心情としては、「如し」の「口」の字を片仮名の「ヌ」に変えて、「怒る」にしかできませんでした。

2年前、初めての本会議、緊張の中で同じく印象にあるのが、水持ってこい事件でした。残念なことですが、昨日の先輩議員の皆様方の質問の中にも、市政の営みや市長の判断に対し、突き刺すような言葉や、言葉は丁寧でも、さまざまな行為、判断に対し、足払いをくわせるスタンスの質問のあり方や内容が飛び交っていると感じます。

時折行き着けば、裁判に負けるよです。市民からすれば、我々議会人の市政の当事者、どこかの自爆テロと同一の薫りがいたします。近ごろ、国政においても、議員の集まりである政党組織の代表として選出された総理に対し、純粋個人的なことやお身内の事柄まで利用し、組織間勢力争いの代理戦争にすぎない寸劇が披露されております。しかし、地方自治体のリーダーと地方議会人の関係とは意味が違います。

市長は、市民の直接選挙で選ばれております。信頼の気持ちのよりどころです。その個人に対しての言動は、選んだ市民に向けられておるものと同一です。市長は、まちづくりはみんなできいつも表現されます。私は、そのまちづくりの中心は、この本会議場であるべきと思っています。さまざまな意見を戦わし、よりよい政策に近づけていく場であるべきでしょう。今現在、理想とはほど遠い雰囲気の中ではありますが、市長も職員の皆様も、

ぜひとも萎縮されることなく、今回学ばれた経験を糧として、共有また継承されますようお願いいたします。

近ごろ整備された固定資産台帳には、総額1,000億円を超える市民の共有資産が記載されております。これらの財産をこれからのまちづくりの資源として、みんなで生かしていく必要があると思います。未来の大竹のために、このような空気に負けることなく、勇気を持ち、自信を持って、みんなで積極的な事業に取り組まれることを重ねて願います。

私見を終わります。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 16番、山本議員。

○16番（山本孝三） あえて意見と、私なりのこの場での対応について申し上げたいんですがね。先ほど、市長から、神尾市長時代から海面埋め立てにかかわる7,000万の調査費を計上された時期から、時系列的に詳しい経過の説明がありました。

その中で、その都度、固有名詞を挙げて、議員の意見なり、対応について説明されたんですが、その中には、私自身聞いておって、この議事録そのものは後世に残る影響のほどのものでありますから、若干個々の議員に対する名誉にかかわっての問題もあるように、私は感じたんです。その部分については、この場で正確にそうではありませんよと、あの場合の意見の中には、こういうことも含めて、要求もしたり提案もしたりしておりますよということをはっきりさせたいと思うんですが、その発言の機会を保障してもらいたいんですが。

○議長（児玉朋也） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時42分 休憩

10時58分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま山本議員の申し出に対し、平成23年12月15日の討論の部分を事務局に朗読させます。よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 平成23年12月15日の討論部分を全て事務局に朗読させます。山本議員分、全てです。

末広議員に対する答弁の部分は、市長の考えの部分でございますので。山本議員が意見があれば、山本議員の討論部分を全て事務局に朗読させますけど。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） もう一度お願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（児玉朋也） 議事の都合により暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時59分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（児玉朋也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長から発言の許可を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市長（入山欣郎） 先ほどの末広議員の質問に対する答弁に個別議員の固有名詞を挙げて、平成23年12月15日の本会議での討論などの発言の一部を紹介しました。このことが各議員の発言の趣旨を誤解させるとの御指摘をいただきました。

誤解を与えかねない発言を申し上げたことにつきましては、おわび申し上げます。

このため誤解のないように、改めて各議員の討論などの全文を職員に朗読させていただきますと思います。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） それでは、初めに、平成23年12月12日、生活環境委員会におけます山本議員の質疑を朗読いたします。

「ちょっと質問が前後して申しわけないんですが、財産の処分の場合に市の条例に従えば実勢価格が有利なのか、あるいは造成原価、いわゆる簿価ですね、簿価で処分するのが有利なのか、いずれか有利な方法をとるんだというのが条例にうたわれとる。これは今のような値段で処分するのは、条例に照らしてどうなりますか。議会で決めりゃええと、それとも議会が認めなくても執行部で仮契約までしたんじゃけ処分するよと言えれば可能なんですか。議会も執行部も条例違反を犯したんじゃ困るんじゃが、その辺の理解はどうか。条例上そうなるとるよ。簿価が有利か実勢価格で処分するのが有利か、有利なほうを選びなさいとなるとる。そこをちょっと聞かせてください。

それで、市長に再度お尋ねするんですが、今の経済動向というのはどのみち専門家にしても我々素人にしても不透明さが非常に濃いいうことで、大竹市内の宅地需要がどうなんかということについては余り確信のある見通しが持てないわけやね。それで契約相手の会社のほうの話では、大竹市の年間の新築戸数が70から80くらいあるんだとおっしゃるんですが、都市計画課長おられますか。おってない。

それで、70、80のうち転入者が大竹市にわざわざ土地を買いに来られて新築された戸数がどれくらいあるんですか、年間。

それと再度申し上げたいんですが、契約の中にちゃんと履行してもらわなければならないべき施設の実施時期なり規模なり、市が必要とする最低の範囲のことを明文化すべきでしょう。どうなるやらからんいうようなことで10万円もする土地を1万8,000円で売るんだから、あとの差額は市民の皆さんの負担になるんですよ。そういう契約上に明文化されるべき履行義務さえはつきりせんようなことじゃ困るでしょ。議員の一人としては、私はやっぱり契約上そこは明文化することを強く思うんで、これ最後になりますから答弁もりたいんです」
以上です。

続きまして、平成23年12月15日本会議におけます討論でございますが、発言の順に御紹介申し上げたいと思います。

藤井議員でございます。

「私は、議案第68号財産処分について、反対の立場で討論いたします。

今回の大願寺造成地の財産処分は、長年の大竹市の懸案が解決できるかどうかの大切な議会だと思っております。12月12日の先ほど委員長から御報告がありましたが、生活環境委員会で付託された案件でありますけれども、執行部の資料が、私は直観にお粗末だなあというふうに感じました。購入相手の社長の名前もなく、わずかな時間の間に、インターネットで調べたり、徳山の現地へ飛んだり、大変、議員の皆さん、私を初め苦勞をしていることと思います。契約内容もわからず、執行部に対して請求した結果、委員会の1時間前に仮契約書の提出がございました。そういったことで、隅々までしっかり見る時間もありませんでした。大事な議案を審議する割には余りにも性急で、議員とともにしっかり解決していくんだという熱意が私には感じられませんでした。

その後、委員会において質疑応答がなされ、採決が行われましたが、いま一度詳しく調査すべきと判断し、私は、採決においては退席をいたしました。

委員会の私の質問、また資料を、その後精査を行った結果、次の疑問点が出てまいりました。相手企業の直近3年間の利益は幾らか開示されず不明であり、返済能力の判断に、私は困ります。

仮契約書を見ると、7,000万円の保証をとり、インフラ整備と集会所ができた時点で、残りの2.8億円を受け取った時点、つまり3.5億円が執行部に入れれば、その時点で所有権は、相手方に移ります。これで、契約書は終了すると思います。宅地ができるまでに、土地代金とインフラ整備等で、これは私の推測でございますが、6億から7億のお金がかかるんじゃないかと思いますが、返済計画については、全く示されておられません。どのようになるか、これも私は、判断できかねますので困ります。

また、販売相手について、20歳から30歳代の入居者が7割から8割を占めるということとか、設計図のない介護計画、保育計画なのに150名の雇用が生まれるというふうなことも書かれてありますが、これも、私は判断しかねます。市の職員11名の方で、この問題を審議されたと言われましたが、なぜ、民間の専門職の方が入らなかったのか、そういうこともちょっと疑問になります。

私が最も心配するのは、このような状況で、先の読めない時代の中で、一体、何人の方が購入することができるのか、これも、私は先が読めません。どこの企業が販売しても、150軒という宅地を完売するのは、大変失礼ながら、難しいのではないかというふうに私は考えます。

私は、この難題に挑戦される企業に頑張ってください、大竹市も相手の企業の方も、どちらもよかったという結果にならないと、この事業は成功であるというふうにならないと考えます。いま一度申します。150軒の完売は、難しいと考えています。

きのうも、会派で3時間余り議論しましたが、私の考えを変えることになりませんでした。私も、大竹市の先行きを心配するのは、皆様方と同じ気持ちでございます。大竹を愛しているからこそ、ただいまの理由で、この議案第68号に反対させていただきます。終わります」

以上です。

次に、日域議員でございます。

「私は、今の議案第68号に、反対の立場で討論させていただきます。

反対の中身ですけども、あの土地が3億5,000万円で売ることがいいとか悪いとか、そういうことは言いません。ほかに高い値段をつけた人がいないんですから、そういう意味じゃあ妥当な金額なんだろうと思います。

そういうことではなくて、さっき生活環境委員長にお尋ねいたしましたけど、今回の議案は、突き詰めれば、大竹市の持っている土地を売ることが議会が同意するかどうかですね。もっと具体的に言えば、この売買仮契約書をこの仮という字をもちで、契約書に変えようという議案です。この仮契約書というのは、さっきの委員長のお話にもありましたけど、生活環境委員会の冒頭、私は傍聴議員ですから、冒頭っていう感じですけども、そのときに配られたんですよ。だから、あの時間でこれ読む人、読めないわけですよ。よく委員会でも何でもそうですけども、その場で配る資料というのは非常に問題があると、よく言われますけども、その場でこういう印刷物を配って、それで審議をしたんですけども、審議の中身はほとんどが、その前に配ったプレゼンの中の要約っていいですかね、全協でもらった資料について、皆さんが調べたり考えたりしたことを、生活環境委員会の中ではやりとりをしていました。後から、私もこの仮契約書というものを読んでみたら、この中には、何が書いてあるかと言うと、これを買った人を制約する条項とすれば、土地の利用条件等というのがあるんですけども、大願寺地区造成地土地売り払い事業募集要項に定めるものでやれって書いてあるわけです。要するに、募集要項の中でやればいって書いてあるわけですね。そうすると、プレゼンで言ったことは、全然どこにも担保されていないわけです。

通常、こういうふうにプレゼンでやる場合は、少なくともその概要を、この裏側に抱き込んで、そしてぴたっと張って、契約するのが筋だと思うんです。あんだけやって、皆さん一生懸命議論してやっていますけど、この中身については、契約上、何にも拘束がないんですよ。

余談ですけども、私が一般質問した中電のことは、ばか丁寧に書いてあります。中国電力株式会社が、みずからの立場で、自分の会社の権利保全を図ればいいわけですよ。何で大竹市が、税金を使ってこんなことをするんやって。大竹市は中電の下請かって。下請だったからお金をくれますけども。中国電力の数量のことについては、御丁寧に書いてあるんですけども、この中に、わざわざやったプレゼンだとか、議会に全協のときに配ったこの資料だとか、こういうことに関するものは一言も入っていません。要するに、表紙と中身が違うんですよ。この3億5,000万円で買ったのはいいかどうかわかりません。

私も、さっきの賛成討論にありましたけど、頑張っしてほしいと思います。大竹市の厄介な荷物ですから、そりゃ思いますが、少なくとも、全協で資料を配ったときには、質疑は一切なし。それで、委員会も、極力早く終えようという雰囲気でした。そりゃ議会の中の話かもしれませんよ。でも、情報を出そうと思えば、執行部だって出せるわけですから、そう考えたときに、この重大な案件を議会で一生懸命、審議してもらって、きちんと正しく議会の同意を得て、それで大竹市の執行部と議会が共同で推進をするんだっていう、そういう体制をつくりたいという気があるのかなって、クエスチョンマークを感じるんです。

都合のいいことだけ見せておいて、とりあえず議会通りましたっていう、典型的な議会軽視のように思います。

監理課長が、この前の委員会の中で、プロポーザルに手を挙げた人が1社だったから、実質的、意味ありませんでした。競争入札と同じようなものでしたっていうふうな発言をされたように、私は後ろで聞いたんですけども、プレゼンをして、例えば、公有地が売却する面積が広がったりして採算が悪くなるような計画もあるだろう。でも、その計画がすばらしければ、多少、金額が低くてもそれを認めてやろうっていう、いろんな形に対応するような準備をして、プロポーザル方式ってやったんですよね。で、契約書を見てみたら、プロポーザルのプの字もなくて、「募集要項に違反しなければいい」。要するに、今度のやつは、もうかりそうな案件だから、いっぱい業者が手を挙げて、どこが高く落とすかなっていうそういう話じゃないですよ、本音から言えば。あの難しい土地があって、地元の開発業者はだれも手を挙げない。そういうときに、100キロ向こうの割と小さな会社が手を挙げてくれた。大丈夫かいな。150戸も売るんよって。本当に売れるやろうかって、いろんなことを心配しているのが実態ですよ。

そのときに、議会に対して、片方では向こうが言ったこういうことを、プレゼンの資料を見せてくれはしましたけども、これに対して、契約上一切縛りが無い、こんなですね、表表紙と裏表紙といいますか、表紙と中身が違うような契約書のようなものを見せて、この議会を通すというのは、これはもう典型的な議会軽視だと思います。

だから、3億5,000万円は結構ですし、あの2つの会社には頑張ってもらってほしいと思います。そのことについて、私は、全く異論はございません。ただ、この議会を通すこのこそくなやり方というのは、大竹市の品格に係る問題です」以上です。

次に、山崎議員でございます。

「私は、議案第68号財産の処分について、反対の意見を述べ、みずからの態度を示したいと思います。

先ほど、先輩の議員からの指摘もありました。今議案は、8日に全協で説明がなされ、質問もなしという状況で、12日に議案として提案される。そして、15日の本会議でもって早急に決めてしまう。何もかも余りわからんうちに決めてしまえと……（一部発言が消されております。）審議を進めていくという姿が、今回の議案の処理で浮かび上がってまいりました。私たち議員が、本当に考えなければならぬのは、この議案が、市民のためになる、しっかりと議論をし深め、そして判断をさせていただく時間が必要だと思いつつ、きょうのこの本会議に挑んでおります。

大願寺地区の宅地予定部分6.2ヘクタールを、資本金300万円の有限会社エポックワン、福祉施設業者と、同じく資本金300万円のアオイ不動産有限会社に売却しようとするものであります。御存じのように、大願寺造成地は、宅地造成事業で126億2,900万円の起債を残しました。そのうち、できもしない自然公園の名目で、毎年5億円、27年まで50億円にも及ぶ市民の負担で起債を返済し、残り77億4,000万円は、土地造成特別会計の保有地売却14億8,400万円、一般会計からの繰出金46億3,200万円、大願寺地区学校用地取得費28億円、このたびの宅地売却3億5,000万円と、市民の負担で失政のしりぬぐいをさせようと

しております。座っても転ぶ斜面が坪当たり20万円、学校用地は坪当たり16万8,000円、今回の宅地売却価格は坪当たり1万8,630円であります。まさに、これまでの失政を覆い隠そうと、市民の反対を無視し、小方小・中学校を大願寺地区に移転した結果、周辺に住宅を配置しないと児童の安心安全が守れないと、宅地の売却に入ったものであります。

しかも、当初の予定では、13億円の売却予定が3億5,000万円で、9億5,000万円も市民の負担が増加いたしました。市民の反対を無視し、大願寺地区に学校移転を決めたことが、失政に失政を重ねたことは明らかで、市民の負担を増大させることとなりました。まさに大願寺山開発は失政の上塗り。この事業を続ける限り、市民の負担は、限りなく増大し、市民生活を犠牲にし、大願寺開発のための負担地獄への引きずり込むものであります。

今後、売却が予定されています小方小・中学校の跡地も先ほど指摘がありましたが、28億円を見込んでいます。解体費や地価の下落による大幅な減収が見込まれ、28億円で売却できるなど、到底想定できない価格であります。

また、市有地の売却では、水道局前の代替地も、当初予定から、現時点でさえ1億400万円の減収で、今後も地価の大幅な下落による負担増は免れません。

イズミ駐車場の売却も7億5,300万円を見込んでいますが、先日、12月9日に広島県は、イズミ沖の県有地を、坪当たり13万円余りで売り出しました。周辺地価の下落傾向や需給関係、イズミとの賃貸関係から見ても、7億5,300万円など到底、想定ができない。そのような価格で、イズミが買い取りに応じるなど、考えられないことであります。

大願寺地区の宅地売却の目算が9億5,000円も下回ったように、これからも安易で無計画な見込みは、大幅な市民負担を増大させるものと判断せざるを得ません。目算が狂うたびに市民の負担が増加する。今回も、大願寺宅地分譲価格の減少分が、そっくり税の投入で補われようとしています。

大願寺地区の宅地開発であります。人口減少、少子高齢化、私たちのこの大竹のまちを直撃しておるではありませんか。本来、宅地を造成し、団地を販売するなど、30年前の施策で、現在のような社会状況で、宅地分譲など本末転倒であります。事業の破綻は目に見えております。民間業者に売却したら、あとは民間のこととは言えません。販売計画においても、一定期間の固定資産税の免除処置を強く要望するとあります。そのほかにも、ありとあらゆる施策を大願地区に導入し、住宅販売に協力しなければ、開発は進まないと考えてる。しかし、そのような施策を講じても、この人口減少時代に150世帯も宅地が売却できるなど、到底、想定できない。しかも、その負担は、これから市民の負担になることは明らかであります。

12月1日現在、大竹市の人口は2万8,514人、高齢化率29.05%、外国人を含む総人口は2万8,805人と、2万8,000台を上回っておりますが、きょう現在では2万8,000を切っておるのではないかと推察をいたします。

このたびの議会の中でも、定住促進策が議論されましたが、日本全国の人口が減少している中で人口対策は、至難のわざであります。昨年10月の国勢調査では、前回の国勢調査時点から、日本の人口が37万人減少し、広島県では1万5,892人減少しています。大竹市においても、この5年間で1,443人減少しています。その後、昨年11月からことし11月

までの間に316人減少しました。このような状況の中で、大願寺地区の宅地開発が順調に進むなど、到底、想定できません。

大竹市が造成した宅地も、その多くが売れ残り、市内には、空き地や空き家が点在をしております。人口問題では、このまま何もしなければ、ますます人口が減ると言われます。しかし、大願寺地区のような時勢にあわない無理な施策を進めれば、まち壊しとなり、市民の心は離れ、一層人口は減少します。大竹市の実態をきちんとつかみ、的確な施策が行われてこそ、住民は安心し、定住をするのであります。

次に、福祉施設や保育所施設などの計画が入っておりますが、事業の特色、セールスポイント及びコンセプトの中では、文言ではたくさん企画が列挙されています。が、具体的なものは何ともありません。美辞麗句を重ねて、図面上でいろ塗りがされているだけです。まさに、議論に値しない、検討に値しない企画と言わざるを得ません。市民の公共の土地を処分するに当たり、突き詰めた計画と事業実施を明確にし、市民の前に明らかにすべきと考えます。

最後に、このようなずさんな計画に期待し、市民を負担に追いやる議案に賛成することはできない。宅地開発に大きな疑念を表明し、先輩議員や同僚議員の皆さんに、懸命な選択をお願いして、反対討論いたします」

以上です。

次、山本議員でございます。

「いろいろ言いたいことはあるんですが、私も42年以来、今日まで大願寺の造成事業にはつき合ってきましたので、その間の経過も含めれば、言いたい事は山ほどあるんですが、本席では、今、議案になっている財産の処分についてのことに絞って、私の意見を述べたいと思うんですが。

今、仮契約の中でうたわれている処分の方法。一番基本的な事項としては、価格の問題があります。それで、委員会でもいろいろその辺のことを、財政負担が将来どうなるか、こうなるかというようなことも心配ですから、お尋ねをしましたが、結局、現状の更地のままで鑑定評価がされたようですが、これが更地のままでいけば、坪当たり3万8,000円程度だということですね。この鑑定評価が3万8,000円のを仮契約の上では1万8,000円、坪3万8,000円の鑑定評価だけれども、売るのは坪当たり1万8,000円で売らんだということですね。それで、これに上下水道等のインフラ整備を含めて、公園その他をとりますと、でき上がった段階では、評価委員の評価では13万6,000円の評価になるということで、評価委員のほうからは金額が示されたそうですが、これを、12万円程度で、消費者あるいは住宅メーカーに譲渡するというのが基本的な流れになつとるわけですね。したがって、市としては、今日までも大変な負の遺産を抱えてきましたが、さらなる負担をせざるを得ないということになるかと思うんです。

それで、私としては、あのままほっとけばどうなるかと言えば、これはいつまでたってもどうしようもないということなので、百歩譲って考えて、更地のままで3万8,000円だが、1万8,000円でも売れば、これは民間の所有地になりますから、そこから固定資産税等の収入が返済利息ぐらいには間に合うかもわからん。それだけでもメリットがあるじゃ

ないかといえばそうなんやね。それで、もしここに、5軒でも10軒でも一戸建てが実現すれば、入居される人の消費活動もあろうし、幾らかの固定資産税その他も入ると。満杯になれば、固定資産税が約1,100万円、都市計画税が360万円で、年間、完売後1,500万円程度の歳入を確保できるというのが、この間の委員会の説明であったわけです。

しかし、今言いましたように、考えてみれば、我々の先輩が、先輩というのは市民の皆さんですよ。昭和42年から言えば、当時、壮年期で一生懸命、家族を養わなきゃならんような人たちが、大願寺、大竹港の開発のために必要とされる福祉や教育の分野で経費が削られて、どうしようもないような辛抱をされた人が、もう今はおられんのだからね。おられても、もう施設へ入って世話にならなきゃならんような方で、その間ずっと苦労された。今、借金を払うのに、平成42年まで言うてみなさい、あなた。今、一生懸命、働きよる人は、現役を卒業されて年金をもらわなきゃいけん状態になる。その間の苦労も、子育てから教育、大変な苦労せにゃいけん。しかし、借金は払わなきゃいけん。だから、公共事業のあり方そのものは、よっぽど慎重に取り組みにゃいけんのよ。

それで、また新たな資産を処分すればしたで、若い年代に負担をしてもらわにゃいけんような結果になるので、市としてはどこで、市民の皆さんに幾らかでも、この土地の処分にかかわっての利益供与をしてもらえるかということになると、全協のときに配付をされた会社側は、子育て支援施設とか介護保険施設とかをつくりますということをやっておられる。企業の理念としても、一定の地域内に住宅を建てるだけではなくて、子育ても老後も、安心な地域として終生、そこに住んでもらえるようなまちをつくるんだと、こうおっしゃるとる。

市のほうはどうかと言えば、地域密着型の特養については、前倒しで実現をするんだということで公募をかける。しかし、これも今、失敗しとるんですが。失敗というよりか応募がないんです。教育委員会のほうも、子育て支援センターは、校区ごとに建設するとおっしゃるとる。そうでしょう。だから、市の側から言えば、財産を処分するに当たってもまた新たな負担を、市民にしてもらわにゃいけんという結果になるんですから。じゃ、幾らかでもその市民負担なり市民の要望にこたえるような施策として、実現可能な最大限の努力をするかというたら、企業側と意見が一致する部分があるじゃないですか。介護保険施設にしても、子育て支援センターにしても。それが何でこの形として出てこないかというところに、私は大きな疑問を持っているんですよ。そりゃ、先ほど言いましたように、ほっときゃ一銭にもならんが、利子の負担だけで年が経過する、時間が経過することになるが。そりゃ1万8,000円でも売りゃ、あなた、利子の補てん額ぐらいになるかも。幾らかでも住宅が建てば、市内の消費もよくなるかもわからんし、固定資産税や都市計画税が幾らかでも入るかもわからんということですから、ここに大きな期待をかけられんにしても、更地でほっとくよりかは幾らか、そのことと、今のように若い世代に負担をさせるという大変な額を考えると、やっぱり企業側と市側の接点があるわけですから、介護保険施設にしても子育て支援センターにしても。仮契約書の中に、そういうことについての問題について、協議をするということになってるね。

だから、私は委員会では、本契約の中に、今のような施設用地が活用できるように、ち

やんとここにうたうべきだということを行ったんですが、それが現時点じゃできんと、こうおっしゃる。できんことはないでしょうがね。特養にしても地域密着型の、県に申請して許可は取っとるし。教育委員会も、子育て支援センターは学校区ごとにやると言っているんだから。いい機会じゃないですか。せめて、そういうことが、覚書なり協定書なりで明文化されるということが必要じゃないかと思うんです。何でそれをやろうとしないんですか。いいチャンスじゃないですか。内部で「やれ、許認可権が県にあるけえ。」とか、「内部で詰めとらん。」とかいうようなことをおっしゃるんじやが。地域密着型の特養についちゃ、2回も公募したじゃないですか。教育委員会も、校区ごとに子育て支援センターをつくるという方向を出しとるじゃないですか。何をさらに詰めにゃいけないのですか。具体的に覚書なり協定書なり結べるでしょうがね。何でそれをやらんのですか。そういうことで、市民の皆さんに、処分に当たってまた新たな負担を求めにゃならん。若い世代に、負担をしてもらわにゃならないというこのリスクを、幾らかでも解消して、市民の皆さんの要望にこたえる姿勢を、この機会にしっかり示すことが必要じゃないかと思うんですが。

ですから私は、この本文にそのことがうたえないとすれば、契約に定めのない事項については協議して決めるんだと、こうたわれとるんだから、仮契約書の中に。それなら、覚書なり協定書なりを、ちゃんと明文化して、住宅が販売開始になるその時期にあわせて、今のような老人福祉施設なり子育て支援に必要な施設なり建設をするということをやってくださいよ。市だけが言っているんじゃないですよ。相手側が言っているんですから。そういう理念で、会社としては住宅開発をやるという。11人も集まって策定委員会でほがいに論議せんのですか。最も具体的で、可能性のある課題じゃないですか。だから、本契約がいつになるんか、わしもわからんが、話を聞けば、きょう議決すりゃ、あした契約やと、こういう話か、のようにも聞こえるんじやが、今のようなことをちゃんとして、本契約に持ち込むというふうにすべきだと思うんですが、委員会の質疑じゃ、そこまで返答がないからね。私としては、強くそのことを求めたいし、本契約までに、今言っていることを明文化して、本契約に持ち込む段階では、協定書なり覚書も整えて、ちゃんとするということ条件に、この議案については、同意をしますが、それ、やってくださいよ」以上です。

○議長（児玉朋也） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3～日程第7〔一括上程〕

報告第 1号 繰越費明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 2号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 5号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第48号 平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

○議長（児玉朋也） 日程第3、報告第1号繰越費繰越しの報告について（一般会計）から日程第7、議案第48号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）に至る5件を一括議

題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 報告第1号、報告第2号、報告第5号、認第3号及び議案第48号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第1号及び報告第2号につきましては、平成28年度から平成29年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調整いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

それでは、まず、報告第1号繰越明許費繰越しの報告について御説明申し上げます。

第2款総務費のマイナンバーカード発行事業につきましては、マイナンバーカードの発行件数が見込みより少なく、年度内で事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費の（仮称）地域福祉会館整備につきましては、予算化から事業完了までの時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業につきましては、給付金の申請期限を平成29年9月1日とするものであり、年度内に事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費の恵川橋補修事業につきましては、断面補修工を追加する必要が生じたことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金砂防及び県営事業負担金港湾につきましては、広島県が施工する砂防及び港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

大竹駅周辺整備事業につきましては、鉄道事業者との協議調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第9款消防費の防火水槽設置事業につきましては、工法等を変更する必要が生じたことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の大竹会館改修事業につきましては、関係団体との調整等に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第11款災害復旧費の元町木野線災害復旧事業につきましては、土砂が想定より多かったこと及び防護柵製作に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、報告第2号継続費繰越しの報告について、御説明を申し上げます。

第8款土木費の市営住宅御園団地（6号棟）建設事業につきましては、平成27年度から平成29年度の3カ年の継続費を設定しておりますが、平成28年度の予算6億1,161万6,000円を平成29年度へ逡次繰り越したものでございます。

以上で、報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告申し上げます。まず、一般会計の事業概要でございますが、平成28年度中に取得した用地はございませ

ん。処分いたしました用地は、玖波33号線道路改良事業及び中市立戸線道路改築事業の代替地を2,550万3,808円、南栄3丁目宅地造成事業用地3区画を2,722万5,764円で処分いたしました。

次に、収益的収支につきまして、御説明申し上げます。

収入総額は8,413万118円であり、支出総額は1億929万1,818円で、差し引き2,516万1,700円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について、御説明申し上げます。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。土地開発公社による先行取得は終了したため、土地の処分のみとなります。平成28年度中に処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は3,902.99平方メートル、処分価格は5億3,888万776円でございます。

収入総額は5億3,888万869円であり、支出総額は5億3,888万776円で、差し引き93円の純利益となりました。

なお、財務諸表につきましては決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

本件は、平成28年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成29年度の歳入を繰り上げて、これに充てるための予算措置が必要となりました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年5月26日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に6億4,654万5,000円を追加し、予算総額を9億5,780万6,000円とするとともに、一時借入金の借り入れ最高額に6億4,000万を追加し、一時借入金の借り入れ最高額を9億5,000万円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成28年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入の総額は2億6,777万8,037円となる見込みでございます。歳入の主なものは、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,300万円、晴海一般分譲用地の売払収入が約4,600万円、一般会計繰入金が約1億9,900万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や地方債の繰上償還を含む公債費などが約2億9,300万円となります。これに平成27年度決算における繰上充用金約6億2,100万円を加えた歳出の総額は9億1,432万2,923円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと6億4,654万4,886円が不足となる見込みであり、この金額を平成28年度の不足額として、平成29年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、認第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第48号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

このたびの予算の補正は歳入歳出にそれぞれ4,493万8,000円を増額し、予算総額を134億254万4,000円にするともに、地方債の補正を予定しているものでございます。

それでは、このたび御審議いただきます一般会計補正予算（第1号）の内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により72ページの歳出から御説明いたします。

第2款総務費につきましては、100万円増額するものでございます。内容といたしましては、中国塗料株式会社から創業100周年を記念して、100万円の寄附をいただきましたので、地方創生事業基金積立金に100万円を計上するものでございます。

第3款民生費につきましては、793万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、シルバー人材センター運営補助金を700万円、子ども・子育て支援制度の改正に伴うシステム改修経費として、委託料を93万7,000円計上するものでございます。

第4款衛生費につきましては、5万1,000円増額するものでございます。内容といたしましては、国際ソロプチミスト大竹から、ガーゼはんかち購入のための指定寄附の申し出がございましたので、寄附金額に合わせて、消耗品を5万1,000円計上するものでございます。

第6款農林水産業費につきましては、2,059万円増額するものでございます。主な内容といたしましては、大河原ため池堰堤の配水管が破損したため、農道水路補修工事費として1,700万円、調査設計業務委託料として300万円を計上するものでございます。

第8款土木費につきましては、487万2,000円増額するものでございます。内容といたしましては、大竹シルバー人材センターに対する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用した事業運営費補助金を707万5,000円減額するものでございます。そのほかに、公園維持管理業務委託料1,194万7,000円を計上するものでございます。

第9款消費費につきましては、40万円を増額するものでございます。内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、地域の防災活動に必要な備品整備費用として、自主防災組織に対する補助金を40万円計上するものでございます。

第10款教育費につきましては、1,008万8,000円増額するものでございます。内容といたしましては、大竹市シルバー人材センターに対する高齢者活用・現役世代雇用サポート事業を活用した事業運営費補助金を600万7,000円減額するものでございます。そのほかに、清掃業務、校庭芝生維持管理の委託料等710万円、公共スポーツ施設等活性化事業助成金を財源として、晴海臨海公園球技場で広島東洋カープの選手による野球教室を開催する文化・スポーツ講演会開催事業118万6,000円、スポーツ振興宝くじ助成金を財源として、総合体育館トレーニングルームのウエイトトレーニングマシンの更新費用として、備品購入費780万9,000円を計上するものでございます。

次に、70ページからの歳入予算につきまして、御説明申し上げます。

第14款県支出金につきましては、大河原ため池調査設計に対する県補助金を135万円計上するものでございます。

第16款寄附金につきましては、105万1,000円を増額するものでございます。内容といた

しましては、中国塗料株式会社からの寄附金100万円、国際ソロブチミスト大竹からの寄附金5万1,000円を計上するものでございます。

第17款繰入金につきましては、このたびの補正予算について財政調整基金繰入金による財源調整として1,655万円を計上するのでございます。

第19款諸収入につきましては、738万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、公共スポーツ施設等活性化事業助成金100万円、宝くじコミュニティ事業助成金を40万円、スポーツ振興くじ助成金を598万7,000円を計上するものでございます。

第20款市債につきましては、大河原ため池改修事業債1,860万を計上するものでございます。

最後に、68ページの第2表地方債の補正は、このたびの補正予算において整理しております地方債について、議決をいただくものでございます。

以上が、議案第48号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上で、報告第1号、報告第2号、報告第5号、認第3号及び議案第48号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番、日域議員。

○11番（日域 究） 議案第48号、補正予算ですね。私、総務の委員じゃないんで、ちょっと質問させていただきます。

私の昨日の一般質問において、シルバーに対する委託料、補助金にかえることによって、国からの補助金が同額ふえる。だから、その分、少し安くしてもらえる。それが大竹市の財政にプラスになるという理由だという説明があったように思います。

それを踏まえてですけども、今回の補正予算は、シルバーに対する補助金がかかなり委託料に戻るといえるのか、変更されてますね。そのことによって、金額は変わるわけじゃないんですけども、シルバーのほうで国からもらうものが減ってしまう。それじゃあ予算が狂うんで、シルバーに対する運営補助金を増額した。そういう解釈でよろしいですか。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） そのとおりでございます。

○議長（児玉朋也） 11番。

○11番（日域 究） たまたま、きょう、これもらったんですけども、シルバー人材センターの29年度の予算書はここにあるんですけども、これを見ると、大竹市からの補助金が3,262万円、受け取り連合交付金、つまりは国庫補助金ですけども、これも同額の3,262万円、これが今年度予算なんですけども、これに影響がありますか。

一緒に、大竹市に対するシルバーの補助金の交付申請がここについているんですが、5月31日付です。今までは4月1日にスタートしたら、もう4月の早い段階で、あちらから市に対して交付申請がありました。ことしはあったのかどうか知りませんが、この補正予算のことは見据えて、これに合わせて、5月31日付で申請したのかなと思うんですけども、要するに、ことしはこれで多分、これで修正してクリアなんだろうけども、それは3回

目に言います。

この当初予算、公益社団法人シルバー人材センターの当初予算の国と市の補助金の予定額に影響を与えますか、お願いします。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） 補正予算が通れば、当然、シルバー人材センターの予算も変わってきますので、影響を与えるということにはなると思います。

○議長（児玉朋也） 日域議員、質問は委員会でやっていただきたいんですが。質疑。

○11番（日域 究） これで終わりますよ。私、済みません。委員会が違うんで。

○議長（児玉朋也） もう1回だけ。

○11番（日域 究） 行政は当然ですけど、一番有利な方法をとらないといけませんよね。わざわざ不利なことをしたら怒られますから。大竹市にとってみたら、今回ののが適正だとすれば、去年までのやり方は不適正だったということですよ。

結果として、大竹市がシルバーに渡す補助金はふえるけども、国からもらう補助金は減るであろうという計算でいいのかなと思いますけども、去年とことしの比較をすると、連立方程式ですけども、なかなかおもしろいものが出てくるのかなと思いますが、去年までのものは、ひょっとしたら、拡大解釈による国の補助金の過分な受け取りだと私は感じるんですけども、その見解を述べていただきたいんですが。

○議長（児玉朋也） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） シルバー人材センターは、国の高齢者活用・現役世代雇用サポート事業に基づいて補助金を申請しております。それに基づいて補助金を適正に受納して、適正に使用しておりますので、不適切に補助金を国から受け取ったということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

7番、大井議員。

○7番（大井 渉） 認第3号について、別に反対するわけじゃないんですけど、質問させていただきます。

専決処分を、これ毎年、土地造成会計しておられます。この前、県の方ともちょっといろいろ話しました。昨年も話しました。昨年は余りよくわかっておられなかったんで、繰上充用という言葉が。ことしは、ちょっと半日ぐらい置いて、ちょっとお答えするという事で、半日ぐらいもらって、県の考え方を述べてもらったんですけどね、あくまで電話で。大竹市の全部調べましたということだったんです。繰上充用というのは、御存じだと思いますけど、これ突発的なことのために繰上充用というのは、本来するんですよ。これ、歴年という言葉は県は使われましたけど、毎年、繰上充用するということは、繰上充用というのは、要するに赤字が出るわけですから、赤字を出さないために次年度の予算を持ってきて繰上充用するんだと。ことしは赤にしないんだというのが繰上充用なんですよ、基本的には。



これを毎年毎年やるということは、毎年毎年赤字が出るとということなんですね。他市もやっております、他の自治体も。それはどういうことをやっているかといったら、昨年末、述べたと思うんですけど、例えば、国民健康保険料あるいは水道会計、こういうものについて、例えば、インフルエンザが非常に猛威を振るったとか、保険料を払っていただけなかったとか、水道においては上下水管が破裂したとか、水道使用料を払ってもらえなかったとかというんで、思いがけない、何といいますか、支出がふえた、あるいは歳入が思うように入らなかったために、赤字決算をするわけにいかないから、繰上充用するというようなことが通常あるんですよ。

昨年も、ここで私質問したときに、やっぱりこれずっと繰上充用されとるわけですよ。確かに、担保に見合うものがあるからいいじゃないかということもあるんですが、その話も県の方ともしたんですけどね、一体いつになったら、この繰上充用というのが消えるのか、消える見込みですよ。

先ほど言いましたように、毎年、赤字会計なんです。赤字が出るとから繰上充用するんでしょう、これ。だから、この前、資料請求していただいた中に、今、大竹市のほうの土地造成会計に持っていける金は約31億円ぐらいあります。これは31億円の中に、私、ゆめタウンの岩国大竹道路の係る土地をちょっと勘違いしております、今、ゆめタウン、イズミさんに貸しておりますよね、土地の駐車場。これが8億円と書いてあるから、岩国大竹道路で8億円入るんだなと思ったら、あれは駐車場全部の面積が8億円との評価です。そのうちの3分の1ぐらい売わけですから、2億数千万円、国交省から入るんですよということだったんですよ。

だから、実際には、今、イズミさんとの約束ですから、それ売却できるかどうかというのが非常に難しい問題ですけど、それとか、今の大願寺の学校の上のほうに土地があると思うんですね。この評価も2億円になっておるんですよ。こういうものも含めまして、地価は下落するし、やっぱりタイミングもあろうかと思うんですよ。

いつまでも繰上充用という言葉を使うというのもどうか。早く繰上充用というのはなしにしてもらいたいと思うんですが、その辺の土地の売却、それから見直し、そういうものについて、いづろ繰上充用という言葉が、これ毎年毎年、市長の専決処分、それから補正、それから繰上充用、これみんな市長が専決処分で行っておられるわけですよ。やっていることが、別に違法じゃないんですけど、こういうことを繰り返し繰り返し、歴年やられるということは、あんまりいい姿じゃないと思いますんで、この辺の見直しについて、お聞きしたいということと、昨日、私も次に質問しないということで、ちょっと小方の小・中学校のところで、企画財政課長が言われたことに、ちょっと間違いがあったらいけないので、私、この席で言わせていただきますけど、きのう、私、一般質問したときに、駅をつくるという条件で、小方の小・中学校は土地を売ります。これ売却したものは、土地造成会計、この会計に入るわけですよ、要するに。

そのときに、駅をつくるという条件で、これを売却したときに、駅ができれば、ひょっとしたら、思っておる土地の価値よりも評価が上がるかもわからないということをおは申し上げたわけで、駅ができようができまいが、この計画はやりますという答弁だったんで

すけどね、私が言ったのは、そういう意味で、駅ができるということになったら、ひょっとしたらマンション業者なんかも高い値段で買ってくれるかもわからないというようなことを私は想定して発言したんであって、できるかできないかによって、土地の価格も、売却価格、評価額も変わってくるんじゃないかということをお願いしたということは、ちょっと、これとは関係ありませんけどね、申し上げておきます。

今のことについて、お答えいただきたいと思います。

○議長（児玉朋也） 総務部長。

○総務部長（政岡 修） いつ解消するかということ、去年も、たしかちょっと御説明申し上げたかなとも思うんですが、要は、歳入があるか、歳出が減るかということではあり得ません。歳入が入るということは、1つには、土地が売れるということがあります。イズミの駐車場について、岩国大竹道路で、これはもうほぼ、いつかということ、ちょっとまだあれですけど、確実なところですよ。

大きな土地で言いますと、旧小方小・中学校の跡地が売却できたらなということがあります。水道局の裏の代替地、これも土地造成の会計になっておりますので、土地造成の会計の土地がいつ売れるかと、幾らで売れるかということが左右をします。

もう一つは、大竹港の工業団地とセットの事業でございますので、大竹港の工業団地からの税収が大きく入れば、その年に必要な経費以上の支援ができれば、繰上充用の額が減っていくと、こういうことになります。

もう一つは、そういうことがないにしても、一般会計からはっきり思い切って支援をするということもあります。いずれにしても、一般会計、土地造成の会計、各特別会計、企業会計、市が債務保証しております開発公社、これらの経営をにらんで、バランスをとりながら、その対応をしているところでございます。

この次のタイミングで言いますと、イズミの土地が売れたときにどうするかということ、ちょっと考えるところがあるのかなと、圧縮する方向も考えられるのかなというふうには思います。

駅をつくる条件で、小方小学校の土地を売るというふうに説明をしたことはないと思います。そういうことを条件にして売却するということは非常に難しいんだという理解をしておりますので、市としましては、小方新駅をつくるということは前提で考えておりますよということをお願いしながら、各計画をその前提の絵を置きながら、いろんなまちづくりの基本構想等を策定したと、こういうことでございます。

繰上充用がずっと続くことがいいとは決して思っておりませんが、全体のバランスの中での判断なんだということで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（児玉朋也） 大井議員。

○7番（大井 渉） それはわかっておるんですがね。私が言いたかったのは、きのうも市長から答弁いただきましたんで、小方の小・中学校については、なかなか見通しが難しいということはよくわかりましたし、それを云々言ってるんじゃないんですけどね。

例えば、今、土地造成のほうは、阿多田の分譲地もこれも入っています、造成会計です

ね。これも売れなきゃしょうがないんですけど、先ほど言いましたように、小方ヶ丘の土地が2億円というのが計上されておるんですよ。この4月1日にもらった。これについて、全然売り出す気があるのかないのか。水道局の裏は、時々、広報紙等でこういうふう  
に売却しておりますということをPRされておる紙面を見るんですけどね。

小方ヶ丘の2億円とか、そういうものについて何ら動きがないといえますか、あのまま放っておかれるのか、地価が下がるのを待つのか、それとも一般会計が買い取るのか、その辺がよく見えてこないんですけどね。繰上充用、繰上充用するというのも、そういうことも一つ一つ積み上げて繰上充用をなくしていくべきじゃないかと思うんですけどね。その辺を、別に反対するわけじゃないんですよ、これ。賛成はするんですけど、できるだけ早く繰上充用なくしていただきたいと。

そのためには、やっぱり今のように、大願寺の上にある2億円の土地も何とか早く、こういう方向で、こういうふうにするんだと、売却するんだというものが全く見えてこないから、形を見せてくださいということをお願いしているんですけどね。ぜひ見せていただける御答弁をお願いします。

○議長（児玉朋也） 副市長。

○副市長（太田勲男） ありがとうございます、いろいろ御提案。私ども、学校の用地については、いろいろ悩んでおるところでございます。現状では、今、2億円という伝えるこの数字は持っておりません。できれば、あそこをより形で売却したいとも考えておりますが、現状、今のところ、まだ上水道、下水道等が通っておりません。そのあたりをどのように整備して、上をどういう目的で使うかというのをまだ検討というか、考えている最中  
でございます。

より有利な方向で、あそこを売却したいと考えておりますので、この辺については御理解  
いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、報告第1号、報告第2号及び報告第5号の3件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第3号を採決いたします。

認第3号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第3号は、これを承認することに決しました。

議案第48号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

報告第3号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

報告第4号 継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）

○議長（児玉朋也） 日程第8、報告第3号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）及び日程第9、報告第4号継続費繰越しの報告について（公共下水道事業会計）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 吉岡和範 登壇〕

○上下水道局長（吉岡和範） 報告第3号、報告第4号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第3号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度大竹市下水道事業会計及び平成28年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰り越しを地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

まず、水道事業会計でございますが、広島県が実施する県道岩国大竹線の歩道改良事業に伴いまして、配水管を移設する予定でございましたが、県の工事がおくれたことに伴いまして、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、公共下水道事業会計における繰り越しでございますけれども、管渠移設事業につきましては、水道事業会計と同じ理由により、事業の繰り越しを行ったものでございます。

下水道ストックマネジメント計画策定事業につきましては、下水道施設全体の管理を最適化するための計画を策定する事業でございますが、関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

続きまして、報告第4号継続費繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、平成28年度大竹市公共下水道事業会計の継続費の通次繰り越しを地方公営企業法施行令第18条の2第1項、後段の規定により御報告するものでございます。

この継続費につきましては、平成28年度から29年度までの2カ年度で、下水処理場、汚泥処理等の機械・電気設備改築更新工事を総額4億6,000万円で行う予定としております

が、28年度の予定額のうち支払い義務が生じなかったものにつきまして、29年度へ通次繰り越しを行ったものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

報告第6号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

認 第2号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市年計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（児玉朋也） 日程第10、報告第6号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）及び日程第11、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 香川晶則 登壇〕

○市民生活部長（香川晶則） 報告第6号及び認第2号につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年5月22日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は10万8,005円で、債権者は広島県西部建設事務所であり、市の車両運行に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成29年2月14日午前9時25分ごろ、公用車で松ヶ原地区を移動中、松ヶ原から渡ノ瀬方面へ向かう積雪路の下り坂を走行中にスリップを起こし、車両用防護柵に公用車の右前方を接触させ、一部を損傷させたものでございます。

本件につきましては、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。

なお、事故の損傷箇所につきましては、事故後に修繕しております。

今後は、事故の未然防止のため安全運転教育の強化を図り、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第6号の説明を終わります。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

平成29年3月31日に地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が公布され、平成29年4月1日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日付で大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告し、御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の内容について御説明申し上げます。

まず、大竹市税条例の改正についてですが、市民税関係が3点、固定資産税関係が4点、軽自動車税関係が2点ございますので、順に説明させていただきます。

まず、市民税関係の改正についてですが、1点目は、上場株式等にかかわる配当所得等について、提出された申告書に記載された事項、その他の事情を勘案して、市長が課税方式を決定できることを明確化するものです。また、従来は納税者が任意で選択していた課税方式について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することも可能であることを明確化したものです。

2点目は、法人市民税の申告納付及び不足額の納付の手続について、平成28年度税制改正でとられた所要の措置にかかわる規定を追加整備するものです。

3点目は、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかわる市民税の課税の特例について、法改正に合わせ適用期限を3年間延長するものです。

続きまして、固定資産税関係の改正について御説明させていただきます。

1点目は、固定資産税の課税標準について、震災等による滅失もしくは損壊した償却資産にかかわるものとして、震災等の発生した日の属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得され、または改良された償却資産について、固定資産税の課税標準を取得または改良から4年度間は、その価格の2分の1とするものです。

2点目は、被災被害地復興推進地域に定められた場合に、震災発生後、4年度分に限り、供用土地にかかわる固定資産税の按分について、所有者の申し出により、従前の供用土地にかかわる税額の按分方法と同様の扱いを受けるようにするための規定を整備し、被災住宅用地の申告について、やむを得ない事情により、住宅用地として使用できないと認められるときは、当該土地を住宅用地とみなす特例の規定を常設化するものです。

3点目は、居住用超高層建築物にかかわる税額の按分の方法について、現行の区分所有にかかわる家屋と同様、区分所有者全員の協議による補正方法の申し出について規定するものです。

4点目は、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定するものです。

最後に、軽自動車税関係の改正についてですが、軽自動車のグリーン化特例について、適用期限を2年延長することを規定するとともに、軽自動車税の賦課徴収の特例について新たに規定するものです。

その他法改正により条項の整理を行っています。

次に、大竹市都市計画税条例の改正についてですが、地方税法の改正により、都市計画税条例附則の引用条項にずれが生じたため、修正したものです。

以上が、改正の内容でございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定を附則第1条に、経過措置に関する規定を附則第2条から附則第5条までに、それぞれ規定しております。

以上、簡単ではございますが、報告第6号及び認第2号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件のうち、報告第6号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第2号を採決いたします。

認第2号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、認第2号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第21〔一括上程〕

議案第35号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

議案第36号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

議案第37号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

議案第38号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について

- 議案第39号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第40号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第41号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第42号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第43号 大竹市農業委員会委員の任命の同意について
- 議案第44号 固定資産評価員の選任の同意について

○議長（児玉朋也） 日程第12、議案第35号大竹市農業委員会委員の任命の同意についてから日程第21、議案第44号固定資産評価員の選任の同意についてに至る10件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第35号から議案第44号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第35号から議案第43号までの大竹市農業委員会委員の任命の同意について、御説明申し上げます。

本件につきましては、いずれも農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が任命制に変更され、また、平成29年7月19日で現農業委員の任期が満了となることに伴い、新たに9名の方を農業委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるところでございます。

まず、議案第35号は、橋村實男氏でございます。橋村氏は、現農業委員で、農業推進委員の経験もお持ちになり、また、JA佐伯中央総代として16年間、その役目を努められており、地域の面倒見がよく、みずからも農業に従事されているので、知識が豊富で、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第36号は、正木恵夫氏でございます。正木氏は、栗谷町大栗林自治会の自治会長、栗谷農事研究会副会長、栗谷産ヒノヒカリ出荷組合顧問として、地域農業に貢献され、また、みずからも農業に従事し、農業に対する知識をお持ちで、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第37号は、竹端只雄氏でございます。竹端氏は、高校生のころから両親の農作業を手伝わされており、長い経験により豊富な知識を身につけておられ、また、農業に大変積極的な姿勢をお持ちで、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第38号は、島原順二氏でございます。島原氏は、造園業を営まれると同時に、有志4名で大竹特産ゆめ倶楽部を設立され、耕作放棄地を活用し、栽培から加工、販売まで、農業6次化にも取り組まれており、本市の農業の将来を担う一人として期待しており、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第39号は、舉兼勝清氏でございます。舉兼氏は、現農業委員会の会長として、長きにわたり、本市の農業の推進に貢献されているとともに、みずからも農業に従事され、地元においても、農業経営を視野に入れながら、農家の相談事に応じられるな

ど、信頼も厚く、知識、経験、人柄、全てにおいて新しい農業委員会の体制に欠かすことのできない人材であると確信しております。

続きまして、議案第40号は、豊原道教氏でございます。豊原氏は、米作から多様な野菜づくりまで幅広く農業に従事されており、農業に精通し、地元から人望も厚く、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第41号は、小川裕希恵氏でございます。小川氏は、みずから積極的に農業を営む傍ら、地域や他業種の人と交流を図りながら、農業全体の発展に取り組まれています。若手の女性農業者として、本市の将来を担うことを期待できる人材であり、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第42号は、古木麻知子氏でございます。古木氏は、司法書士として、農地法に係る案件に関する経験を豊富に持たれ、また、推薦者の方などのお話から、性格や人柄など、中立的立場で物事を判断できる方であるということですので、農業委員会の中立委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第43号は、田中博幸氏でございます。田中氏は、みずから農業に従事し、農業に対する知識を豊富にお持ちであり、また、地元自治会の会長も努められており、地元住民からの信頼も厚く、農業委員として適任であると確信しております。

続きまして、議案第44号、固定資産評価員の選任の同意について、御説明申し上げます。

本市の固定資産評価員につきましては、従来から税務担当課長を選任しておりますが、固定資産評価員に選任しておりました市民税務課長の豊原 学氏が、去る4月1日付の人事異動により建設部監理課長に転任いたしましたので、後任の固定資産評価員に、現市民税務課長の池田宗吾氏を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めらるるものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第35号から第44号までの説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、細川議員。

○12番（細川雅子） 議会規則にのっとり、昨日、事前の通告をさせていただいております。

議長のお許しを得て、発言させていただきます。

農業委員会の委員の同意案件についてでございます。このたび法が改正されまして、初めての同意議案ということで、確認させていただきたいと思い、質疑をさせていただきます。

このたび、4月の広報で、自薦、他薦ということで募集を行うというふうに出ておりました。自薦の方、みずから手を挙げる方がどのぐらいいらっしゃるのか心配していたところですが、どうやら3名の方がみずから応募されたというふう聞いておりますので、よかったなと思っております。

また、全体として、地域的なバランスもとれておりますし、ただいまの市長の提案を伺ったところ、どなたも農業に対して、とても積極的に、人望もあるということで、適任で

はないかと思っておりますが、ただ、このたびの農業委員の構成につきまして、国が示す任命基準というのが出ているように聞いておりますが、そこから見て、どのように考えたらよいかということをお尋ねいたします。

国の基準では、認定農業者が、原則的に過半数であること、女性、青年を積極的に登用すること、中立的立場の方を1名以上入れるというふうになっていたと思います。このたびは、女性が入られたということと、中立的な立場の方がいらっしゃるということは、大変よかったことだと思っております。法改正の意義があったのかなと思います。

ところが、認定農業者がこの中にいらっしゃらないように思います。また、年齢的に、男性の皆さんが若干高いほうの年齢に偏っているような気もいたすんですけども、その辺について、事務局のほうではどのように考えておられるのかというのを少しお尋ねしてみたいと思っております。お願いいたします。

○議長（児玉朋也） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（高津浩二） 認定農業者が、この農業委員会に過半数占めなくてはいけないという部分でございます。これにつきましては、例外規定がございまして、農業委員会の設置が義務づけられていない自治体、市町村には、認定農業者が過半数いなくていけないという規定については例外となっておりますので、大竹市も例外に入るということでございます。

ちなみに、大竹市には、残念ながら、認定農業者は、現在いらっしゃいません。

それから、2番目の御質問のちょっと年齢層が高いんじゃないかということでございます。確かに、今回の委員さんの募集に当たっては、そういう若手とか女性とか、議員さんおっしゃられましたような方について、積極的に手を挙げてくださいという募集をしております。そういう推薦をしてくださいということも農業関係者の方とか、そういった方にお願いをしておるところでございます。

ふたをあけてみると、若手の方も女性で一人入っていただいたということでございます。ただ、なかなか大竹市の農業の規模といいますか、農地の規模で、若い青年の方が農業だけで生計を立てていくということは、なかなか今難しい状況ではございます。

ただ、そうした中でも、今回の農業委員会の新たな事務といいますか、荒廃した土地というか、耕作されてない土地をいかに有効に使って、新しい担い手といいますか、農業者をつくっていくというか、育てていくかということも大変重要な任務に、今回、農業委員会の役割としてございますので、こういったこともございますので、これから新しい若い方とか、農業を志すという方に対して、しっかりとサポートしていけるような、そういった農業委員会であつたらなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（児玉朋也） 細川議員。

○12番（細川雅子） ありがとうございます。本市の農業政策というか、農業経営の課題もしっかりと御説明いただきました。新たな農業委員会で、しっかりそういった課題にも取り組んでいただいて、次の議案のときには、またメンバーがフレッシュになっていることを期待しております。ありがとうございました。

○議長（児玉朋也） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本10件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、本10件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

議案第35号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第36号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第37号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第38号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、これに同意することに決しました。

続いて、議案第39号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第39号は、これに同意することに決しました。
続いて、議案第40号を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第40号は、これに同意することに決しました。
続いて、議案第41号を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第41号は、これに同意することに決しました。
続いて、議案第42号を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第42号は、これに同意することに決しました。
続いて、議案第43号を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第43号は、これに同意することに決しました。
続いて、議案第44号を採決いたします。
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。
よって、議案第44号は、これに同意することに決しました。
~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第22、議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。  
提案者から提案理由の説明を求めます。  
総務部長。

〔総務部長 政岡 修 登壇〕

○総務部長（政岡 修） それでは、議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

このたびの改正は、国家公務員の育児休業等について定めた人事院規則の一部が改正されたことに伴い、本市におきましても、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しよ

うとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、育児休業の再度の取得ができる特別の事情、育児休業期間の再度の延長ができる特別の事情及び1年以内に再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情の案件に、新たに保育所等における保育を希望し、申し込みを行っているが、当面、その実施が行われないことを加えるもので、定員が超過するなどにより、待機児童として保育所等に入所できない場合に、育児休業の取得等ができるよう改正を行うものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

以上、議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23～日程第24（一括議題）

議案第46号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第47号 大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について

○議長（児玉朋也） 日程第23、議案第46号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから日程第24、議案第47号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正についてに至る2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 米中和成 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（米中和成） それでは、議案第46号及び議案第47号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第46号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本件は、子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。保育の支給認定の有無、有効期間及び必要量等が記載されている支給認定証は支給認定を行った際、漏れなく保護者に交付をしておりますが、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、保護者の申請があった場合のみ支給認定証を交付することになりました。

支給認定証の任意交付化に伴い、現在、特定教育・保育施設は、保護者が提示する支給認定証によって保育の必要量等を確認しておりますが、改正後は、必要に応じて支給認定証を提示し、また、支給認定証の交付を受けてない保護者の場合は、保育の支給認定の有無、有効期間及び保育の質量等を記載した市が交付する通知によって確認することとなります。

また、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

続きまして、議案第47号大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例の一部改正について、御説明申し上げます。

地域包括支援センター等に置かれる主任介護支援専門員につきましては、平成28年度から5年ごとの更新制が導入されております。これを受けて、平成29年3月31日に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、主任介護支援専門員の定義について規定がされました。

この定義に基づき、大竹市地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準を定める条例における主任介護支援専門員の資格要件を改めるものでございます。

具体的には、これまで主任介護支援専門員は、単に主任介護支援専門員研修を修了した者とのみ定義をしておりましたが、更新制が導入されたことに伴い、主任介護支援専門員の有効期間が満了した者については、主任介護支援専門員更新研修を修了していることが必要であるとの規定を加えております。

この条例の施行期日は、公布の日からとしております。

なお、平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了された方については、本来の更新期限を過ぎても更新が可能となる経過措置が設けられておりますので、改正条例の附則で規定をしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第46号及び議案第47号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（児玉朋也） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第25 平成29年陳情第1号 小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情**

○議長（児玉朋也） 日程第25、平成29年陳情第1号小方一丁目と二丁目を連絡するJRアンダーパス整備についての陳情を議題といたします。

陳情の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成29年陳情第1号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により6月14日から6月25日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月25日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（児玉朋也） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月14日午前10時から総務文教委員会を、6月15日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、6月19日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、小方地域まちづくり対策特別委員会を、その終了後、議会改革調査会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長並びに会長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。

お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月29日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いします。

本日は、これにて散会いたします。

14時45分 散会

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年6月13日

大竹市議会議長 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 藤 井 馨

大竹市議会議員 山 崎 年 一